

叙位・叙勲

〇叙位 (千葉大学名誉教授) 川崎昭一郎

正四位に叙する 日向野由二郎

正五位に叙する 小菅 貢

従五位に叙する(各通) 竹中 茂夫 館野 幸雄

長原 次郎 林 數一 田村 知信

保原 一夫 脇山 哲 本保 正信

正六位に叙する(各通) 井手 國廣 内田 忠明

金光 進 河合 碩夫 沖野 俊彦

武田 清房 勅使川原勝 鈴木 周六

古市 實 光永 俊則 南田 用吉

山内 武彦 美照 田中 定通

従六位に叙する(各通) 高野 清

正七位に叙する(各通) 渡邊 勲

従七位に叙する(以上十一月三日) 渡邊 等

従三位に叙する 井上 貴元

正五位に叙する 東坂 力

従五位に叙する(各通) 青木 邦男 伊藤 重洋

高橋 能範 濱 喜久夫 鈴木 久夫

正六位に叙する(各通) 神成 重雄 楠原 崇式

小川 圭次 高岡 軍一 立見 宏

中野伊智朗 新妻 良彌 古谷 義秀

三宅 壯平 山口 靖夫 大門 敏明

菅藤 周治 谷山 賢光 山下 正信

正七位に叙する(各通) 有川 利治 菊池 正 齋藤 福治

従七位に叙する(各通) 大槻 忠 河野 達司 牧田 弘道

雨宮 正弘 今澤 俊次 瓜田 光寛

川口 正征 菊地原里美 齋藤 賢二

坂井 敬文 芹川 正利 平原 康雄

松井 文男 山川 庄二 吉田 卓二

正六位に叙する(各通) 熱田 雅伸 勝部平左衛門 門 和久

北舘 義一 駒形 行夫 重田 清海

長谷川徳四郎 松尾 家利 松下 賢隆

山口 嘉裕 渡邊 多史 村社 征利

従六位に叙する(各通) 小原 茂志 福田 和夫

正七位に叙する(各通) 甲州 力 島田 秀実 福田 朝治

正七位に叙する(各通) 宮城教育大学名誉教授 西川 欣一

正四位に叙する(各通) (神戸大学名誉教授) 高岡 壽夫

従四位に叙する 池田 秀國 後藤昭市郎 佐熊 和三

正五位に叙する 原田 武一 牧野 保好

従五位に叙する(各通) 青山 準一 井川 巖 上田 力

山秋 悦宏 津田 道夫 遠山 博久

正六位に叙する(各通) 足立 維 長田 幹雄 尾崎 行雄

丸山 正明 鈴木 清一 中西 章

従六位に叙する(各通) 内田 和男 大門 松一 唐木 久和

正七位に叙する(各通) 大竹口武一 佐藤 春男

従七位に叙する(各通) 酒井 喜親 長野 良三

従五位に叙する(各通) 嶋口朝太郎 樋泉 弦一 戸田 増實

正六位に叙する(各通) 雨宮 榮 藤原 助一 吉村 國幸

従六位に叙する(各通) 佐竹 克夫 田村 利夫 土屋 治男

正七位に叙する(各通) 若山 定男 村田 隆廣

(内閣府技官) 従六位に叙する 東儀 雅季

正七位に叙する(以上十一月九日) 彦坂 敏之

正七位に叙する(以上十一月十日) 羽野 善雄

従六位に叙する 白木 芬

正七位に叙する(以上十一月十日) 兼子 敏

正七位に叙する(十一月十二日) 菊池 廣美 柴山 保弘

正七位に叙する(各通) 廣島市消防司令 飛田 弘

〇叙勲 青木 邦男 三宅 壯平

旭日双光章を授ける(各通) 十一月四日 松井 勝利

旭日单光章を授ける(十一月六日) 竹田 善浩 山本 亨

旭日单光章を授ける(各通) 十一月七日 川崎昭一郎

瑞宝中綬章を授ける 内田 忠明 小菅 貢

瑞宝双光章を授ける 田村 知信 長野 次郎

瑞宝双光章を授ける(各通) 沖野 俊彦 坂井 悟

瑞宝单光章を授ける(各通) 高野 清 渡邊 勲

瑞宝双光章を授ける(以上十一月三日) 伊藤 重洋 菊池 正

瑞宝双光章を授ける(各通) 新妻 良彌 山下 正信

瑞宝单光章を授ける 菅藤 周治 齋藤 福治

瑞宝单光章を授ける(各通) 中野伊智朗 福原 幸美

瑞宝小綬章を授ける(以上十一月四日) 瓜田 光寛 牧田 弘道

瑞宝双光章を授ける(各通) 河野 達司 川口 正征

瑞宝单光章を授ける(各通) 池田 和吉 門 賢二

瑞宝双光章を授ける(各通) 甲州 力 小堀 浩一

瑞宝单光章を授ける(各通) 福田 朝治 松尾 家利

瑞宝双光章を授ける(各通) (神戸大学名誉教授) 池田 秀國 山田 悦宏

大竹口武一 佐藤 春男

(小田原市消防司令) 永井 友志

瑞宝单光章を授ける(各通) 丸山 正明

瑞宝双光章を授ける(各通) 佐竹 克夫 田村 利夫 吉村 國幸

瑞宝单光章を授ける(以上十一月七日) 宮崎 文雄

瑞宝双光章を授ける(十一月八日) 服部 弘昌

瑞宝双光章を授ける(各通) 廣島市消防司令 東儀 雅季

瑞宝单光章を授ける(以上十一月九日) 岩間 進

瑞宝双光章を授ける(各通) 十一月十三日 飛田 弘

公 告

諸 事 項

保険業法に基づく供託金に係る公示

保険業法施行令(平成7年政令第425号)第27条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

- 1. 供託者の番号
2. 住所
3. 清算人氏名
4. 取戻しをしようとする供託金の額
5. 前号の供託金につき保険業法(平成7年法律第105号)第190条第6項に基づき権利を有するものは、令和5年6月14日まで、外国保険会社等供託金規則(平成8年法務省・大蔵省令第1号)別紙様式第4号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官に提出された。
6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続きから除外される。

令和4年12月13日 金融庁長官 中島 淳一